



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

【問い合わせ先】
(所属) 自動車監査指導部(貨物担当)
(担当) 佐藤・山下
(電話) 06-6949-6448

令和8年2月24日

トラック運送事業者に対する 事業停止処分について

今般、下記のとおり一般貨物自動車運送事業者に対する貨物自動車運送事業法第33条(※)の規定に基づく一般貨物自動車運送事業の事業停止処分を行ったので、お知らせします。

記

1. 処分年月日：令和8年2月24日
処分内容：一般貨物自動車運送事業の事業停止30日間
及び事業用自動車の使用停止20日車（1両×20日）
2. 事業者名：株式会社みやび【旧名称：株式会社俵商店】
（法人番号 1122001029798）
事業者住所：大阪府東大阪市荒本新町3番17号
代表者：酒井 淳【旧代表者：俵 雅克】
営業所：本社営業所（大阪府東大阪市荒本新町3番17号）
保有車両数：9両
3. 監査の概要
法令違反（名義貸し）の疑いを端緒に、大阪運輸支局が令和7年2月27日、同年3月14日及び同年3月19日に本社営業所に対して監査を実施した結果、事業用自動車の名義貸しの他9件の貨物自動車運送事業法違反を確認しました。
4. 違反の内容（*違反時の法令の条項を記載）
 - ①事業用自動車の名義貸し
（貨物自動車運送事業法第27条第1項）
（「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年10月1日付け近運自監公示第14号、近運技保公示第9号）」5（事業停止処分）(1)⑥）

- ②過労運転の防止措置義務違反（健康診断未受診）
（貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）

- ③整備管理者の研修受講義務違反
（貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5）

- ④点呼の記録違反
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）

- ⑤業務の記録違反（記載事項等の不備）
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）

- ⑥運転者等台帳作成
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）

- ⑦運転者等台帳記載事項等の不備
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）

- ⑧運転者に対する指導及び監督違反
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）

- ⑨運転適性診断受診義務違反
（貨物自動車運送事業法第17条第4項）
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）

- ⑩事業の適正な遂行に係る遵守義務違反（社会保険等未加入）
（貨物自動車運送事業法第24条第4項）
（貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号）

配布先 青灯クラブ 陸運記者会(トラック部会)

(参考)

*貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）【抜粋】

(名義の利用等の禁止)

第27条 一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

第2項 (略)

(許可の取消し等)

第33条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第3条の許可を取り消すことができる。

第1号 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第83条若しくは第95条の規定若しくは同法第84条第1項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

第2号 (略)

*「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年10月1日付け近運自監公示第14号、近運技保公示第9号）」（令和6年9月30日改正）【抜粋】

5 (事業停止処分)

(1) 次の①から⑧までのいずれかに該当する場合（6(1)④に該当する場合を除く。）において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに30日間の事業停止処分を行うものとする。ただし、⑤に該当したことに伴って②に該当する場合の事業の停止期間（以下「事業停止期間」という。）は、合わせて30日間とする。また、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は、行わないものとする（以下同じ。）。

①～⑤ (略)

⑥ 法第27条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

⑦、⑧ (略)